

募集について

Q：年に何回募集がありますか？

A：年2回（4月と9月頃）募集を行う予定です。

応募資格について

Q：複数のポストに応募したいのですが、一般型の JICA 本部のポストと開発コンサルタント型のポストが混在する応募は可能ですか？

A：可能です。

インターンの方及び実施場所にとらわれず希望する案件に応募できます。

Q：海外の大学／大学院に在学中ですが、応募は可能ですか？

A：可能です。

ただし、インターン配属先が海外の場合、JICA が加入する保険などの関係から、インターン配属国への往復は日本との直行直帰が条件となります（留学先から海外の配属先までの渡航は認められません）。インターン配属先が日本国内となる場合も含めて、留学先から日本への旅費は支給しませんので、ご注意ください。

Q：現在、学部生ですが、希望のポストが大学院生・社会人のみの募集となっております。負けないだけの知識と熱意は持っておりますが、応募は可能ですか？

A：応募は可能です。ただし、募集に見合うだけの履歴書、自己申告書を作成の上、ご提出ください。

Q：語学力が指定レベルに達していませんが、応募はできますか？

A：インターンシップに必要な日本語及び以下のいずれかの外国語能力を有することが必須となります。

- ・英語圏の場合（英検 2 級以上、TOEIC500 点以上、TOEFL iBT52 点(PBT470 点, CBT150 点)以上、IELTS4.0 以上)

- ・仏語圏の場合（仏検準 2 級以上、DELF A2 以上)

- ・西語圏の場合（西検 4 級以上、DELE 初級以上)

その他、上記以外でも応募ポストで語学要件が指定されている場合は、当該要件を証明できる書類をご提出ください。

Q：TOEIC IP の語学証明書でも提出可能でしょうか。

A：可能です。必ず語学証明書を提出してください。

Q：語学証明書について、WEBの画面を提出してもよろしいでしょうか？

A：可能です。ただし、結果点数の他、受験日、受験者名が必ず同一ページに記載され

ていることが条件となります。

Q：募集ポストに記載のある語学について、証明書はありませんが、見合う語学力は持っています。応募は可能でしょうか？

A：可能です。たとえば、その語学地域に留学経験有等を履歴書や自己申告書に記載してください。

Q：「日本語での業務遂行が可能なこと」とありますが、どの程度の日本語能力が求められていますか？

A：特に証明書の提出は必須としていませんが、日本語能力試験 N1 相当以上を目途としています。同等の資格証明書を持っている方は、応募書類と一緒に提出してください。

募集要項・提出書類について

Q：募集要項の英語版はありますか？

A：日本語版のみです。

Q：応募締切までに『語学資格証明書』を提出できないのですが、後日提出することは可能ですか？

A：語学資格証明書の提出は必須で、応募書類の締切後の受付はできません。また、書類に不備があった場合は、選考の対象となりませんので、応募の際は必ず提出書類をご確認ください。

Q：未成年ですが、海外の大学に在学中のため、応募締切までに親族の『同意書』を提出できないのですが、後日提出することは可能ですか？

A：同意書の提出は必須で、応募書類の締切後の受付はできません。

Q：在学証明書は、必ず大学から発行された証明書の提出が必要でしょうか？

A：学生証のコピーの提出も可としています。

Q：PARTNER への簡易登録なしに応募できますか？

A：できません。

メールによる不達防止の観点から応募書類の受付を PARTNER に限定しています。このため、システムの機能上 PARTNER 登録が必須となります。また、選考結果の発表も郵送ではなく PARTNER のマイページ上での発表のみとしています。

Q：メールでの応募はできますか？

A：できません。

メールによる受付の場合、情報セキュリティ上フリーメールのアドレスからの送付が一部着信拒否されるなど、応募書類の不達が発生したことがあります。これらの防止の観点から、PARTNER を通じた受付に限定しています。

選考について

Q：面接はどのような形で行われますか？

A：配属希望先及び応募者の居住地により、面接方法（対面テレビ会議システム、電話、スカイプ、Web 会議など）および選考会場は異なります。面接選考対象者に対し、個別に連絡します。

Q：有資格登録とは何ですか？

A：合格水準には達しているものの募集枠を超えての受入れが難しいと判断された応募者を「有資格者」として登録し、合格者が辞退した場合の繰上げ合格の対象とします。また、登録は2018年3月末までとします。

インターン決定（合格）後について

Q：海外に滞在中で、事前オリエンテーションのために日本に帰国するのは難しいのですが、応募可能ですか？

A：可能です。

海外滞在中の方で、オリエンテーションに参加出来ない方は、事前にインターン担当者へ連絡してください。オリエンテーションに参加される場合、滞在国から日本までの旅費は支給されません。

オリエンテーションに参加されない場合でも、安全管理に関するブリーフィングは必ず受けていただきます。本ブリーフィングは原則 JICA 本部で行いますが、どうしても帰国が難しい場合はスカイプ等でも対応しますので、インターン担当者へご相談ください。また、本ブリーフィングを受けるための日本国内の移動旅費については支給致します。

なお、日本在住の方については、JICA（東京都）で行われる事前オリエンテーションへの参加は必須となります（交通費支給）。

Q：海外に滞在中で、総合報告会のために日本に帰国するのは難しいのですが、応募可能ですか？

A：可能です。

海外滞在中の方で、総合報告会に参加出来ない方は、事前にインターン担当者へ連絡してください。なお、参加される場合、滞在国から日本までの旅費は支給されません。

Q：ポストに記載されている受入時期・期間で「調整不可」となっていますが、どうしても変更は不可能でしょうか。

A：具体的な実施期間については、インターン合格後に各ポストの受入先と相談の上で決めますが、原則、ポストに掲載されている期間で実施します。特に「調整不可」のポストでは、関連する業務のセミナー、イベント、調査などの日程に合わせていきますので、同期間での参加が可能かどうか、応募の前に十分ご検討ください。

Q：JICAからはどのような経費補助を受けられますか？

A：JICAからの経費補助は、配属先によって異なります。

【全インターン】

事前オリエンテーション及び総合報告会参加のための旅費（国内移動分のみ）

【国内配属インターン】

- 1) 日当 1,700 円（昼食代と交通費）
- 2) 研修旅行を行なう際の旅費（JICA 規程に基づく/上限 70,000 円）
- 3) インターンシップ中の少額交通費（Suica 等交通カード使用）

※国内配属インターンは、学生教育研究災害障害保険、インターンシップ等賠償責任保険に各自の負担による加入を義務つけています。インターンシップ中の事故により傷害を負った場合は、学生の加入する災害補償保険等により対応いただきます。

【在外配属インターン】

- 1) JICA 所定の海外旅行傷害保険の加入（JICA 負担）
- 2) JICA が指定する種類の予防注射接種料（黄熱病は実費支給/狂犬病、髄膜炎菌性髄膜炎は上限 25,000 円/回、その他予防接種は上限 10,000 円/回として支給）
- 3) 現地滞在費の一部補助（配属国によって金額は異なる）
- 4) 航空賃：10 万円を超える額（10 万円まではインターン自身が負担。なお、空港使用税はインターン負担）
- 5) 査証代（査証取得については旅行代理店へ依頼します。手数料は JICA が負担しますが、査証代はインターンの負担です。）
- 6) 現地活動費：JICA 規程に基づく/上限 100,000 円

Q：大学進学のために奨学金を貸与してもらっていますが、インターン実施のための航空賃や滞在費補助などは受けられますか？

A：大学進学のための奨学金を貸与している場合は、上記の経費補助を受けられます。ただし、インターン実施のために大学やその他の機関から補助を受けている場合は、支給いたしませんので、必ず申告してください。

Q：海外でのインターンシップ終了後、私用で隣国に立ち寄ることはできますか？

A：できません。JICA が加入する保険などの関係からインターンシップ配属国と日本の直行直帰のみです。なお、航空券は安全管理などの関係から JICA が指定する航路で JICA が手配します。

Q：海外でのインターンシップの期間中、休日などにインターンシップ配属国外への旅行は認められますか？

A：認められません。

インターン配属国外への旅行は原則不可とします。なお、配属国内の旅行は、配属国の JICA 事務所所長からの許可を得て実施することが可能です。

Q：インターンシップ内容について質問があるのですが、担当部署に直接連絡を取ることは可能ですか？

A：受入決定前に、担当部署と連絡を取ることはできません。

ご質問は、JICA 人材養成課の担当へメールでお問い合わせください。(人材養成課 JICA インターンシップ・プログラム担当メールアドレス：
jicaiict-intern@jica.go.jp)